

**令和4年度石川県立看護大学大学院博士前期課程
入学者の第2次募集についての御案内**

1 募集人員

研究科名	専攻名	専門領域	募集人員
看護学研究科	看護学専攻	健康看護学 実践看護学	7人

専門領域、研究教育分野及び専門看護師教育課程

専門領域	研究教育分野	専門看護師教育課程(※1)
健康看護学	看護デザイン 地域・精神・保健学 看護管理学(※2)	— 地域看護 —
実践看護学	女性看護学 子どもと家族の看護学 成人看護学 老年看護学 在宅看護学	— 小児看護 がん看護 老人看護 —

※1 の課程は、修了により実務経験等に応じて専門看護師の認定審査を受けることができます。

※2 の分野は、修了により実務経験等に応じて認定看護管理者の認定審査を受けることができます。

2 出願資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって(5)の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (7) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和4年3月31日までに取得見込みの者
- (8) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和4年3月31日までに授与される見込みの者

- (9) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (10) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）及び令和4年3月31日までにこれに該当する見込みの者
- (11) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和4年3月31日までに24歳に達する者
- (注1) 出願資格の(11)による出願を希望する場合は、令和3年11月26日（金）から令和3年12月3日（金）（必着）までに学生募集要項に添付されている申請書等を本学教務学生課へ「書留郵便」で郵送又は「直接持参」してください。
- (注2) 個別の入学資格審査基準
短期大学、高等専門学校及び専修学校の卒業者など大学を卒業していない者で、次の全ての項目に該当するもの
- ア 看護師、保健師又は助産師のいずれかの資格を有している者
- イ 上記アの資格で、令和4年3月31日現在、通算3年以上の実務経験がある者又は見込まれる者
- ウ 業績（筆頭者での「学術雑誌等への掲載」若しくは「学会発表等の経験」）を有する者

3 社会人の就学に関する特別措置

(1) 教育方法の特例

大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条では、夜間その他の特定の時間又は時期において授業や研究指導を行うことができる道が開かれており、本学大学院では、社会人の就学のため、在職のまま在学することを認めています。

(2) 長期履修制度

大学院設置基準第15条は、職業を有している等の事情により標準修業年限での履修が困難な者に対して、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に履修を認める制度で、本学大学院では、平成22年度から導入しています。

(注) これらの特別措置を希望する者は、志望する研究教育分野の教員に相談してください。

4 出願手続

(1) 出願期間

令和4年1月4日（火）～令和4年1月11日（火）（必着）

(2) 出願方法

出願資格の(1)から(10)の入学志願者及び出願資格(11)の入学資格を認定された入学志願者は、次により出願してください。

ア 出願者は、出願書類を本学教務学生課へ「書留郵便」で郵送又は「直接持参」してください。

イ 本学に入学を志願する者で、障害を有する等、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする者は、令和3年12月3日（金）までにあらかじめ本学教務学生課まで連絡し、相談してください。

5 専門領域・研究教育分野別連絡先教員名

出願を希望する者は、志望する研究教育分野の教員と研究したいテーマについて**あらかじめ相談**しておいてください。

教員に連絡を取る場合は、本学教務学生課に御連絡ください。

連絡先 電話番号 076-281-8302 eメール nyushi@ishikawa-nu.ac.jp

専門領域	研究教育分野	教員名
健康看護学	看護デザイン	中田弘子 小林宏光 垣花渉
	地域・精神・保健学	塚田久恵 今井秀樹
	看護管理学	丸岡直子 武山雅志
実践看護学	女性看護学	濱耕子
	子どもと家族の看護学	西村真実子
	成人看護学	牧野智恵 紺家千津子 今井美和 平居貴生
	老年看護学	川島和代 岩佐和夫
	在宅看護学	林一美

教員の研究内容については、石川県立看護大学のホームページ (<https://www.ishikawa-nu.ac.jp/>) を御覧ください。

6 選抜方法

(1) 入学者選抜方法

入学者の選抜は、学力試験、面接及び出願書類の内容を総合して行います。

(2) 試験期日

令和4年1月29日(土)

(3) 試験会場

かほく市学園台1丁目1番地 石川県立看護大学

(4) 試験科目

ア 英語(辞書1冊持込み可。ただし、電子辞書類持込み不可)

イ 専門科目(志望する研究教育分野に関する1科目を受験すること。)

ウ 面接

7 合格発表期日

令和4年2月9日(水)

8 入学手続期間

令和4年2月10日(木)～令和4年2月18日(金)(必着)

9 入学検定料・入学料・授業料等

(1) 入学検定料・入学料・授業料

区分	金額		備考
入学検定料	30,000円		
入学料	石川県内者	282,000円	令和3年4月1日から引き続き石川県内に住民票上の住所を有する者
	その他	423,000円	上記以外の者
授業料	年額 535,800円		前期と後期の年2回、半額(267,900円)ごとの納付

(注1) 上記は、令和3年度の金額であり、入学年度及び在学期間中において、変更されることがあります。

(注2) 入学料区分「石川県内者」の確認のため、入学手続時に住民票を提出していただきます。

(2) その他の経費

学生教育研究災害傷害保険料、テキスト購入費、実習経費(実費)などが別途必要となります。

10 学生募集要項の配布

本学の入学者の選抜については、その詳細を学生募集要項により必ず確認して下さい。

学生募集要項は、11月から配布する予定です。

学生募集要項の請求は、下記のいずれかの請求方法で行ってください。

1)・2)の請求方法についてのお問い合わせは

テレメールカスタマーセンター IP電話 050-8601-0102 (受付時間 9:30~18:00) まで

1) 大学のホームページから請求する場合

大学のホームページからテレメールを利用して大学院案内及び募集要項等の資料が請求できます。詳しくは、石川県立看護大学ホームページ (<https://www.ishikawa-nu.ac.jp/>) をご覧ください。

2) インターネット (パソコン・スマホ) 又は自動音声応答電話で請求する場合

(1) 下のいずれかの方法でテレメールにアクセスしてください。

インターネット (パソコン・スマホ)	https://telemail.jp	バーコードからアクセスした場合は 資料請求番号の入力は不要。	
自動音声応答電話	IP電話 050-8601-0101	(24時間受付)	
	※ 一般電話回線からの通話料金は日本全国どこからでも3分毎に約12円です。 ※ 住所氏名等の登録時はゆっくり・はっきりとお話ください。登録された音声の不鮮明な場合は資料をお届けできないことがあります。		

(2) 資料請求番号 (983217) をプッシュ又は入力してください。

(3) ガイダンスに従ってお届け先を登録してください。

(1) ~ (3) に関する注意事項

- ・ テレメールのパスワードをお持ちの方はお届け先の登録は不要です。
- ・ 請求から3~5日後に資料が届きます。ただし、受付時間や地域、配達事情によっては1週間ほどかかる場合もあります。1週間以上経っても届かない場合はテレメールカスタマーセンターまでお問い合わせください。なお、発送開始日以前の請求分は発送開始日に一斉に発送されます。
- ・ 料金はお届けする資料に同封の支払い方法に従ってお支払いください。なお、支払い手数料が別途必要になります (ケータイ払い、クレジットカード払いは50円。コンビニ払いは88円。ゆうちょ銀行・郵便局のATM扱いは152円、窓口扱いは203円。複数資料の料金をまとめて支払うこともできます)。

3) 大学へ請求する場合

発送開始日以降、教務学生課窓口において交付します。

問い合わせ先

石川県立看護大学事務局教務学生課

〒929-1210 石川県かほく市学園台1丁目1番地

電話番号 076-281-8302 ファックス 076-281-8309

e-mail nyushi@ishikawa-nu.ac.jp